

# あぐりめ～る新川

第37号 (平成19年12月発行)  
富山県新川農業普及指導センター  
〒938-0801 黒部市荻生 3200  
(TEL) 企画調整課 (0765)52-0268  
園芸畜産課 (0765)52-5192  
地域普及課 (0765)52-0094  
" (0765)52-0945  
(FAX) (0765)52-3115

## 富山オリジナル品種「てんこもり」本格的生産へ！

県の育成した水稻の晩生新品種「てんこもり」が奨励品種に採用され、20年産から県内の主力品種として位置付けられることになりました。

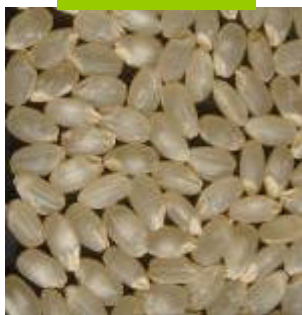
当面は、500ヘクタールの作付けを目指しますが、中長期的には、富山オリジナル品種として、早生の「てんたかく」、主力の「コシヒカリ」と合わせた3点セットで富山米のブランド力の一層の向上を図っていくこととしています。

### 1. 「てんこもり」の特性

交配 (平成8年) 富山36号 (短稈、良食味) × と系1000 (高品質、晩生)  
系統名 富山67号

- (1) 成熟期 「コシヒカリ」より成熟期で7日程度遅い
- (2) 収量性 「コシヒカリ」より高く、直播栽培でも収量が安定
- (3) 品質・食味 品質は「コシヒカリ」より安定して良く、食味も「コシヒカリ」と同程度で美味しい

コシヒカリ



てんこもり

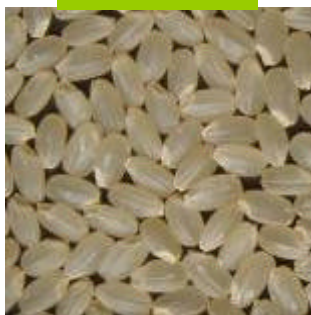


写真1 高温条件での外観品質

「てんこもり」は、成熟期が遅いため、高温登熟も回避でき、「コシヒカリ」よりも安定して品質が良くなります。



「てんこもり」

写真2 稲株

「てんこもり」は「コシヒカリ」より稈長が10cm程度短く倒れにくい品種です。

また、穂数が確保しやすく収量性も優れています。

### 2. 「てんこもり」導入のメリット

出穂や刈り取りが「コシヒカリ」より遅くなるので、次のようなメリットがあります。

- (1) 出穂後の高温の回避により 品質が安定
- (2) 収穫作業の分散と機械 施設の効率的な利用による低コスト化

これらのメリットは、大規模経営体で特に発揮することができるので、20年産からの導入をぜひ検討してください。また、栽培のポイントについては、普及センターにお問い合わせください。

## 減価償却費の計算方法が変更になります！！



### 既存償却資産の取扱い

平成 19 年 3 月末までに取得した減価償却資産については、これまでどおりの算出方法で算出し、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した翌事業年度以後 5 年間で均等償却が可能となりました。ただし、1 円の備忘価額を残します。

### 新規償却資産の取扱い

平成 19 年 4 月以後に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の 95%）及び残存価格(10%)の考え方を廃止し、耐用年数経過時点までに 1 円の備忘価格を残す償却の仕組みになりました。

### 備忘価格とは？

実質的に価格がゼロになる場合でも、その資産が存在する証として用いるための名目的な価格です。

## 1 95%償却から 100%償却に！！

表 1 減価償却制度の新旧早見表

		改正前	改正後
残存割合		10%	0%
償却可能限度額		取得価額の95%まで	取得価額100%（但し1円を残す）
償 却 率	定額法	法定耐用年数経過時点における残存価額が10%となる償却率で算定	法定耐用年数経過時点で全額償却出来る償却率で算定
	定率法	法定耐用年数経過時点における残存価額が10%となるよう償却率を算定	定額法の償却率の250%（2.5倍） 償却途中で定額法に切り替え法定耐用年数で全額を償却

## 2 定額法による計算方法

これまでの定額法は取得価額に 0.9 を乗じた額に定額法の償却率を掛けて減価償却額を計算していましたが、表 2 のように平成 19 年 4 月以降に取得した減価償却資産は、取得価額そのものに定額法償却率を乗じて計算します。



<トラクタを 800 万円で購入した場合（耐用年数 8 年）の計算例>

表 2 新旧の減価償却費の比較（1 年目～ 9 年目）

		(1年目)	(2年目)			(8年目)	(9年目)
H19.4月以降 の取得	減価償却額	75万円	100万円	~		100万円	249,999円
	期末未償却残高	725万円	625万円			25万円	1円
H19.3月以前 の取得	減価償却額	67.5万円	90万円			90万円	62.5万円
	期末未償却残高	732.5万円	642.5万円			102.5万円	40万円

注) いずれも4月取得とし、1年目は月割り計算を行っています。

注) 8年の償却率は0.125です。

表 3 新旧の減価償却費の比較（10 年目以降）

		(10年目)	(11年目)	(12年目)	(13年目)	(14年目)
H19.4月以降 の取得	減価償却額	0円	0円	0円	0円	0円
	期末未償却残高	1円	1円	1円	1円	1円
H19.3月以前 の取得	減価償却額	8万円	8万円	8万円	8万円	79,999円
	期末未償却残高	32万円	24万円	16万円	8万円	1円

表2のように19年3月末までに購入した資産は、改正前の計算方法で償却価額を求め、償却可能限度額に達した時点で、表3のように翌年以後5年間で、1円まで均等償却することになります(平成19年4月以降開始される事業年度から適用。個人の場合、平成20年からの適用となります。)。なお、その機械が存在していることが前提です。

### 3 定率法による計算方法

定率法の場合は、これまでの定率法償却率を用いずに、定額法償却率を2.5倍した定率法償却率を用いて減価償却費を計算し、一定期間経過後以降、残存年数により定額法に切り替わり備忘価額まで償却できるようになります。これまでより複雑ですので、ここでは考え方のみを示します。

減価償却費 = 調整前償却額または改定償却費	
調整前償却額	償却保証額の年は、調整前償却額が減価償却費
調整前償却額 < 償却保証額になる年以降は、	改定償却額が減価償却費
(新計算式)	
調整前償却額	= 未償却額(残存価額) × 償却率(下表参照) × 使用月数 ÷ 12
改定償却額	= 未償却額(残存価額) × 改定償却率(下表参照) × 使用月数 ÷ 12
償却保証額	= 取得価額 × 保証率(下表参照)
(旧計算式(1))	
減価償却費	= 未償却額(残存価額) × 償却率 × 使用月数 ÷ 12
1 旧計算式はH19.3.31以前に取得した資産に適用。	

表4 償却率表(10年まで)

耐用年数	新定率法			旧定率法
	償却率	保証率	改定償却率	
2	1.000			0.684
3	0.833	0.00279	1.000	0.536
4	0.625	0.05274	1.000	0.438
5	0.500	0.06249	1.000	0.369
6	0.417	0.05760	0.500	0.319
7	0.357	0.05496	0.500	0.280
8	0.313	0.05111	0.334	0.250
9	0.278	0.04731	0.334	0.226
10	0.250	0.04448	0.334	0.206

注)新定率法の償却率は定額法償却率を2.5倍したものの



#### 償却保証額

取得価格に保証率を掛けて得られる金額。耐用年数に応じて定められています。

#### 改定償却率

償却率と同じように耐用年数に応じて定められています。

改定された償却率、保証率、改定償却率などを用いた具体的な計算方法は、普及センターや日頃ご相談されている税理士さんにお問い合わせ下さい。

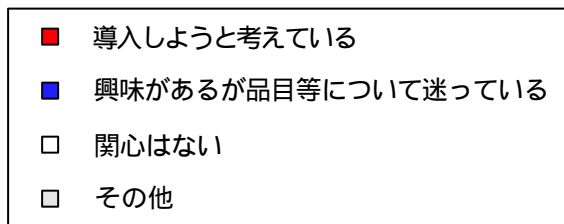
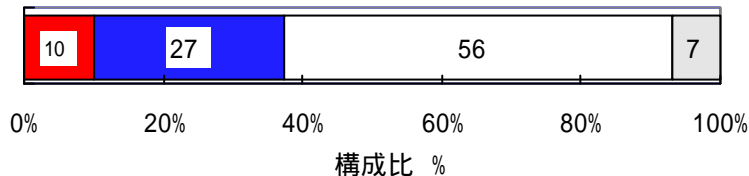
## 園芸を取り入れた複合化の推進について

普及センターでは、地域農業の安定した担い手を育成・支援するため、主穀作に園芸部門を取り入れた経営の複合化を積極的に推進しています。この取り組みをさらに促進するため、管内の主穀作経営体の皆さんを対象に「品目の紹介と園芸導入に関する意向調査」を行うとともに、その結果等に基づき「園芸を取り入れた複合化研修会」を開催しましたので、その概要について紹介します。

### 園芸導入に関する意向調査の結果

- 調査対象：一定規模の主穀作経営体(組織及び法人) 92経営体  
このうち70経営体の方から回答をいただきました(回収率76.1%)。
- 主な設問に対する回答状況

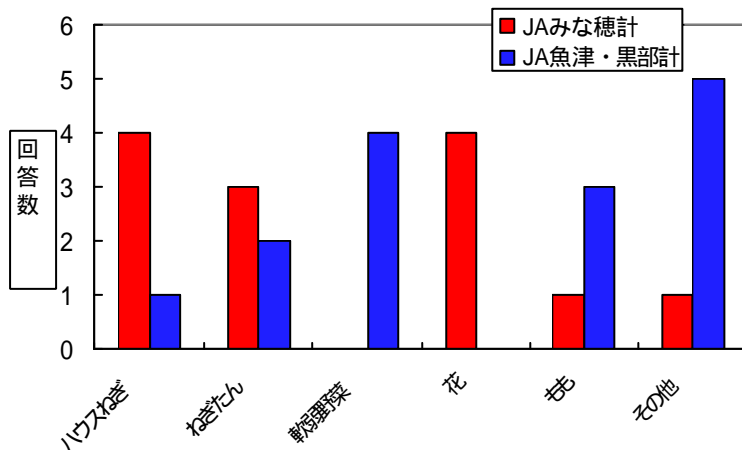
(設問1)園芸部門の導入についてどのようにお考えですか。



「園芸を導入しようと考えている」のは10%、「興味はあるが迷っている」と合わせると、37%とかなり多くの経営体が園芸導入に興味を持っていることがわかりました。一方で、導入する品目についての迷いがうかがえる記述も見られました。

(設問2)栽培に興味のある品目を以下の中からお選び下さい(複数回答可)。

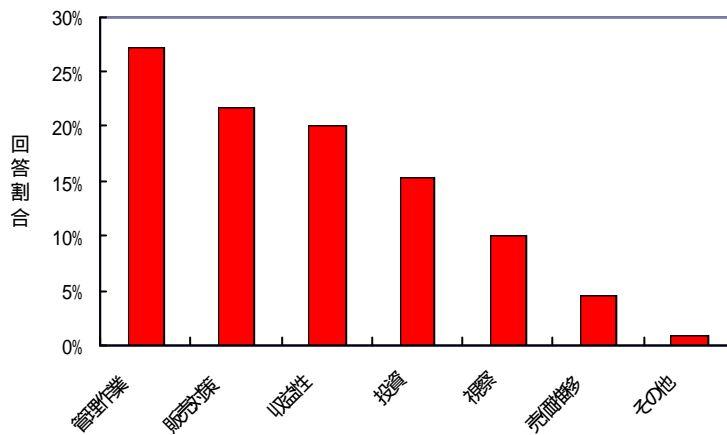
	JAみな穂	JAくるべ	JAうおづ
野菜	ハウスねぎ 短葉性ねぎ(ねぎたん♪)	短葉性ねぎ(ねぎたん♪) 育苗ハウス利用軟弱野菜(ミズナ等)	育苗ハウス利用軟弱野菜(ミズナ等)
花き	チューリップ等切花類		
果樹	もも	もも、りんご	



JAみな穂管内では「ハウスねぎ」、「切り花」、「ねぎたん♪」、JA魚津・黒部管内では、「育苗ハウス利用軟弱野菜(ミズナ等)」、「もも」、「ねぎたん♪」に興味を持った経営体が多く見られました。



(設問3) 複合化研修会に参加するにあたり、その内容について希望する事項についてお聞かせ下さい。



研修内容で希望するのは「年間の管理作業」が27%と最も多く、次いで、販売対策22%、収益性20%の順でした。

このことから、具体的にどのような作業があるか？品目毎の販売対策はどうなっているか？新たな投資を含めて収益性はどうか？

という項目を中心に研修会を実施することにしました。

「園芸を取り入れた複合化研修会」について

意向調査の結果をふまえ、11月28日にはJAみな穂管内、29日にはJA魚津・黒部管内を対象に「園芸を取り入れた複合化研修会」を以下の内容で開催しました。

JAみな穂	現地研修	ハウスねぎ、チューリップ切り花、もも
	室内研修	複合化のメリット、ハウスねぎ、短葉性ねぎ(ねぎたん ♪)、チューリップ切り花、もも
JA魚津・黒部	現地研修	なばな、小ギク、もも
	室内研修	複合化のメリット、短葉性ねぎ(ねぎたん ♪)、みずな、小ギク、もも

研修会にはJAみな穂管内から15経営体、JA魚津・黒部管内から12経営体、合計27経営体(38名)と多くの方が参加されました。はじめに、現地で栽培の様子や実際の作業について見学していただいた後、講座研修では提案品目の魅力？『施設の有効利用(なばな、みずな)、冬期の労力活用(ハウスねぎ、チューリップ切り花)、土地利用型で期待の新品目(ねぎたん ♪)、お盆の需要増への対応(小ギク)、地元ならではの完熟さをアピールできる(もも)』について紹介し、それぞれの販売対策や収益性についても詳しく説明しました。普及センターでは今後も引き続き、品目ごとの勉強会や個別相談の機会を通して、新たに園芸品目を導入する経営体に対するバックアップを行っていくことにしています。導入を決意された方もまだ迷っている方も、わからないことや不安なことは、お気軽に普及センターに相談してください。



# 共同申請で息子もかあちゃんも認定農業者！



## 1 たくましい農業経営を実現するために、経営計画とルールづくりを！

家族全員で目標を共有し、経営戦略を立てるとともに、家族経営協定の締結により役割分担を明確にし、力を合わせて経営発展を目指しましょう。

問：家族経営協定とはどんなものですか？

答：農業経営や生活について、現状や将来の目標等を家族で話し合い、お互いが納得して約束を結ぶものです。協定に盛り込む内容として、目的 経営計画の策定 経営の役割分担 収益の分配 就業条件 将来の経営移譲 生活上の諸事項 などが挙げられます。

## 2 共同申請で後継者も女性も認定農業者に！

平成 15 年度から次の 3 つの要件を満たせば、夫婦や親子の連名による農業経営改善計画の共同申請ができるようになっています。

### <共同申請の要件>

農業経営改善計画の認定申請を行う人が、同一の世帯であること。

家族経営協定が締結されており、その中で農業経営から生じた収益分配と経営方針決定への参画が明確化されていること。

家族経営協定の取り決めが守られていること。



問：共同申請の場合、農業経営改善計画の所得目標を申請者の人数分に増大しなければならないのですか？

答：一経営体としての、所得目標で結構です。

問：共同申請に不可欠な家族経営協定の項目はありますか？

答：「収益の分配」については必ず定めてください。

## 3 メリットを有効に活用しよう！



資金の融資	共同申請者も自分名義で低利の資金を活用できます。
農地の斡旋	農地の斡旋名簿に、共同申請者も登録できます。
農業者年金	保険料の一部国庫助成があります。
女性関係県事業	事業採択時に女性認定農業者を優先します。

それぞれの詳細な要件については、普及センターまでお尋ねください。